

菅田の丘小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日策定

令和5年3月13日改定

はじめに

学校いじめ防止基本方針は、学校のみならず、保護者・地域とともに策定した方針とし、また、児童の意見を取り入れ、児童が主体的かつ積極的な活動ができるよう留意して、この方針を策定します。この方針は、いじめは他者の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されない行為と位置付けるとともに、関係機関はもとより、保護者にもその責任が及ぶものとしています。これらを総合的・包括的に考慮し、本校のいじめ防止基本方針を策定します。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

➤ いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（『いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）』）

➤ いじめ防止等に向けての基本理念

誰もが安心して豊かに生活することができるいじめのない社会の担い手を育成するとともに、学校での「居場所づくり」「絆づくり」「よりよいコミュニケーションづくり」など、未然防止に取り組みます。そして、いじめの疑いがある場合には組織的に対応し、教職員、保護者、関係児童が積極的に協力して問題の解決に取り組みます。また関係機関とも連携し、加害児童・周辺児童及び被害児童への支援を行い、再発防止に努めます。

教職員、保護者、児童の役割

- | | |
|-----|--|
| 児童 | いじめを見つけたら、見て見ぬふりをせずに勇気をもってその行動をやめさせます。いじめた友達も、いじめられた友達も、みんなが仲良くなれる方法を自分の問題として考えます。 |
| 教職員 | 子どもの気持ちに寄り添った指導を行います。人権感覚を日常の指導に生かし、いじめを生まない温かな学校・学級風土づくりをします。いじめが疑われた時には、保護者や地域住民、関係機関と連携して、適切にまた迅速に取り組みます。 |
| 保護者 | 子どもを加害者にも被害者にも、そして傍観者にもしないために、普段から子どもの様子や変化をしっかりとらえて学校と情報を共有します。学校、保護者、地域との情報交換の場に積極的に参加し、多くの目の中で子どもを育てます。 |

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

➤ 委員会の構成員

【常会】

教職員全員

【臨時会】

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・関係児童の担任

※必要に応じて学校関係者、福祉や心理、法律等の専門家の参加を求めることとします。

➤ 委員会の運営

月に一回、定期的と同委員会を開催し、校長等の責任者は組織的な対応方針を決定します。同会の開催にあたっては会議録を作成し、適切に保管することとします。さらに、いじめの疑いがある情報が入った場合には、児童支援専任が中核となり、当該担任教諭や校長・副校長と連携を図り、直ちに同委員会を開催して対応を行います。

➤ 委員会の活動内容

■ 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・許さない環境づくりを行います。また、いじめ防止対策委員会の存在とその活動を児童生徒や保護者に周知します。

■ 早期発見

いじめの相談・通報の窓口を設置します。また、いじめの疑いに関する情報を収集し、全教職員で共有し記録します。そしていじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定を組織的に実施します。さらに、いじめの疑いがある場合には、聴き取り調査等を行って事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行います。

■ 取り組みの検証

いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。また、その年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施します。さらに、いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検と見直し（PDCA サイクルの実行を含む）も実施します。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

➤ いじめの未然防止

特別支援教育の視点による全員参加型の授業や体験活動等の中で、子どもの自己肯定感を高め、いじめを生まない学校、学年、学級風土を作ります。さらに、道徳教育や読書活動、縦割り活動を推進し、毎年全校で参加する「だれもが安心、菅田の丘集会」を開催するなど、人権教育を拡充します。その他にも個別学級と一般学級との交流の促進や、子どもの社会的スキル横浜プログラムを計画的に実施します。以上のような活動を通して、自他の違いを理解し人権意識を高め、ともに認め合う豊かな心を育てていきます。

➤ いじめの早期発見

教職員は児童理解、特別支援教育、人権教育等の研修に努め、子どもに寄り添う指導・支援に努めます。定期的に特別支援・児童指導の話合いの場で、特別支援教育への理解と拡充を推進していきます。また、いじめ解決一斉キャンペーンを実施し、児童へのアンケートや YP アセスメントを行います。さらに、定期的な個人面談や、必要とあれば随時、担任や児童支援専任による面談を行い、教育相談の拡充に努めます。

➤ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、迅速かつ組織的に解決にあたります。教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談します。そして、いじめ防止対策委員会で全職員による情報の共有を行い、学校の組織的な対応につなげます。また保護者とも積極的に協力し、外部専門機関とも連携します。被害児童に寄り添い支援するとともに、かかわった児童についても、それぞれの保護者と協働し、再びいじめを生まなためための指導・支援を行います。

➤ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている状態とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること○ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

➤ 教職員等への研修

児童生徒の心理や、その行為・行動の背後にある、子ども同士の人間関係をとらえる実践的な研修を行い、教職員の能力を高めます。

➤ 学校運営協議会等の活用

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

➤ 取組の年間計画

学校教育活動全体を通じていじめ防止等の取り組みの年間計画を以下の通りとします。

	取組名	具体的取組内容	実施期日
教育 相 談	地域訪問	・学級担任が全家庭を対象に年1回実施する。	4月
	個人面談	・学級担任が保護者と面談を年2～3回実施する。	5月・9月 12月(希望者)
		・学級担任や児童支援専任が児童やその保護者と面談を行う。	随時
	心のアンケート	・アンケートを取り、アンケート結果により児童と面談を行う。年4回	6月・9月・10月・ 2月
	横浜市いじめ解決一斉キャンペーン	・「いじめアンケート」の実施。	5月(記名式) 11月(無記名式)
	YPアセスメント	・YPアセスメントの計画・実施。	7月、12月
	関係機関によるコンサルテーション	・特別支援・児童指導部が他機関と連携して、アセスメントを行う。	年1～2回

教育活動	教科等授業	・「豊かな心を育成する」ための授業改善の実施。	年間
	道徳授業	・道徳の時間の指導を計画的に推進し、授業改善の実施。	年間
	人権啓発活動	・人権週間。 ・人権に関する授業実践。	12月
	特別活動等(係活動、行事等)	・横浜プログラムによる人間関係づくりの推進。 ・体験活動、各種行事、異学年交流等を通して「思いやりの心」「自己肯定感」の育成を図る。	年間
	児童会活動	・ブロック子ども会議を計画し、よりよい学校生活づくりに主体的に取り組めるように支援する。 ・「だれもが安心、菅田の丘集会」の開催。	5月 6月・12月
	モラル教育(情報を含む)	・サイバー教室、関係機関の出前授業の企画。	年1回(4.5.6年生)
職員研修	児童理解研修	・本校の児童指導体制やいじめ防止基本方針を全職員で共通理解する。 ・児童の様子についての共通理解を図る。	4月
	校内研修	・いじめ事例対応研修、YP アセスメント研修等全職員でグループ研修を実施。	8月
	小中ブロック研修	・小中ブロック全職員で児童理解研修を行う。	8月

4 重大事態への対処

➤ 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項で、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

➤ 発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、学校いじめ防止対策委員会を開催し、直ちに教育委員会に報告します。さらに調査・指導の経過についても適宜報告を行い、以後の対処を継続していじめ防止対策委員会で協議します。また、いじめが犯罪行為や重大事態にあたりと認められる場合は所轄の警察に連絡します。さらに必要に応じて弁護士等への助言も求めます。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行います(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。